

湯沢町自治会の認定基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に新たな自治会が設立される際に、既に町から認定されている自治会（以下「既存の自治会」という。）と同等に取り扱う自治会として町が認定する基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会」とは、町の区域内に存する地縁等により限定される一定の地域内の住民が世帯を単位として組織するもので、良好な地域社会の維持及び形成のため、住民相互の連絡や交流、環境整備や安全確保など地域的な共同活動を行うことを目的とし、民主的かつ主体的に運営されるものをいう。

(認定基準)

第3条 町が新たに認定する自治会は、次の各号のすべてを満たし、かつ地域住民の福祉の向上に資すると町長が認めるものとする。

- (1) 既存の自治会に加入していない住民が新たに設立する自治会の場合は、既存の自治会に加入できない客観的かつ正当な理由があること。既存の自治会に加入している住民が新たに設立する自治会の場合は、現に所属している自治会の理解を得ていること。
- (2) 湯沢町の住民の世帯で構成され、そのうち概ね20世帯以上が住民基本台帳の登録世帯であること。ただし、2以上の既存の自治会が統合して新たに自治会を設立する場合においては、この限りでない。
- (3) 組織に関する規約を有し、責任者として会長、副会長及び会計が置かれていること。
- (4) 自治会の区域が明確かつ連続していること。
- (5) 町からの各種要請への協力及び協働のまちづくり推進の意思があること。

2 町が新たに認定しようとする自治会がリゾートマンション（湯沢町で昭和50年以後に建築された鉄筋鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリート構造で地上4階建て以上の共同住宅等のうち、共有部分の面積が1,400m²未満かつ共有部分の面積の割合が全体面積の22%未満に該当しないものをいう。以下同じ。）内の自治会の場合は、前項の規定のほか次の各号のすべてを満たしているものとする。

- (1) 当該リゾートマンションに町から認定された自治会がないこと。
- (2) 当該リゾートマンションの管理組合の理解を得ていること。
- (3) 当該リゾートマンションが棟単位で既存の自治会の一員になっている等の場合は、当該自治会との調整がなされていること。

(認定申請の手続き)

第4条 自治会が町の認定を受けようとする場合は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 規約の写し

- (2) 役員及び加入世帯主名簿
- (3) 区域を示す図面等
- (4) 事業計画書、予算書及び決算書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(認定の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適當と認めるものについて町が認定する自治会として決定することができる。

(運営費の助成)

第6条 町は、町が認定した自治会に対し、湯沢町町内会運営費助成金交付要綱（平成15年要綱第1号）の規定により運営費の助成を行うものとする。

(認定の取り消し)

第7条 町長は、第5条により認定を受けた自治会が次の各号に該当すると認めるとときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 良好な地域社会の維持及び形成のための役割を果たしていないと認めるとき。
- (2) 町からの各種要請及び協働のまちづくりに協力的でないと認めるとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により自治会の認定を受けたと認めるとき。
- (4) その他町が認定する自治会として適當でないと認めるとき。

(解散届)

第8条 町から認定を受けた自治会の会長は、自治会を解散したときは、解散届を速やかに町長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 町から認定を受けた自治会は、第7条の規定により認定の取り消しを受けた場合又は第8条の規定により自治会を解散した場合は、取り消しの日又は解散した日を含む年度に第6条の規定により交付を受けた助成金（以下「助成額」という。）から助成額に4月から取り消しの日又は解散した日の属する月までの月数を乗じ12で除して得た額を差し引いた額（百円未満切り捨て。）を町に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、自治会の認定基準等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

町内会への支援(各種補助金制度等)一覧表

H27/5/25現在

制度	目的・内容		助成額	受付期限	助成者	担当	
町内会運営費助成金	町内会の健全な運営を図るため助成する		基本割 3万5,000円 世帯割 1,500円/世帯(住民登録世帯数が上限)	通年	町	総務管理課 Tel:784-3451	
地域集会施設建設費 補助金	地域集会施設の建設に対して補助する	新築	対象事業費の4/5以内で限度額2,000万円 (10万円未満は不可)	通年	町		
		増築・修繕	対象事業費の1/2以内で限度額100万円 (10万円未満は不可)				
防犯灯設置費補助金	LED型防犯灯の設置等に対して補助する		新設・移設は工事・申請費用の1/2 既存灯をLED灯に交換する場合は3/4 (LED型防犯灯、LED管等は町が支給)	通年	町	企画政策課 Tel:784-3454	
消火栓保護ボックス 設置費補助金	消火栓保護ボックスの設置に対して補助する		設置費の1/2				
自主防災組織補助金	住民が自主的に防災活動を行う組織の 結成及び活動を支援するため補助する	資機材購入	対象事業費の1/2以内で限度額3万円	前年度の 10月 中旬	一般財団法人自 治総合センター	企画政策課 Tel:784-3454	
		防災訓練等	対象事業費の1/2以内で限度額1万円				
コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は 除く)の整備に対して助成する		100万円～250万円	前年度の 10月 中旬	一般財団法人自 治総合センター	企画政策課 Tel:784-3454	
	集会施設建設、大規模修繕、備品整備に対して助成する		対象事業費の3/5以内で限度額1,500万円				
	スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する 事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業 等、主として親子で参加するソフト事業に対して助成する		30万円～100万円				
バス待合所建設費補 助金	定期バス路線の停留所に設置する待合所の建設等(新 築、建替え、改築及び修繕)に対して補助する		対象事業費の4/5で限度額120万円 (用地の調達経費は対象外)	通年	町	企画政策課 Tel:784-3454	
環境衛生補助金	きれいで快適なまちづくりと循環型社会 の形成に資するため補助する	集積所用ネット	1/2	通年	町	環境農林課 Tel:788-0291	
		清潔の家	新築 1/2(町の指定規格のものに限る) 修繕 1/2				
サル被害防止対策事 業補助金	農作物の被害を防止するため、見回りや追い払いなどの 活動を行う町内会内の組織に対して補助する		上限5万円	7月末日	湯沢町鳥獣被害 防止対策協議会	環境農林課 Tel:788-0291	
U字溝等原材料の支 給事業	営農活動の作業軽減・環境改善のため、農業用水路の整 備に対して支援する		U字溝等を現物支給(設置は町内会)	7月15日	町	環境農林課 Tel:788-0291	
児童遊園地等トイレ 建設費補助金	児童遊園地等のトイレの建設に対して補助する		対象事業費の4/5で限度額300万円 (用地の確保は町内会が行うこと)	通年	町	子育て支援課 Tel:788-0292	